

第 21 期第 6 回西部海区漁業調整委員会の概要

- 1 日 時 平成 29 年 9 月 1 日（金）午後 1 時 30 分～
- 2 場 所 青森市 アラスカ会館 2 階「ガーネット」
- 3 出席者 委 員 13 名（欠席 2 名）
県 水産振興課 4 名、鱒ヶ沢水産事務所 1 名、むつ水産事務所 1 名
事務局 3 名

**4 概 要**

○議案の審議 4 件

【 議 案 】**(1) 西部海区管内の沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護の指示について**

青森県農林水産部長より、沿岸海域に來遊するサケ資源の繁殖保護に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとしました。

指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については[西部海区漁業調整委員会指示第 8 号](#)を御覧願います。

(委員会指示案の要旨)

1 河口付近における操業の制限

○川内川、野辺地川及び清水川（10 月 1 日～12 月 31 日）

小型定置（野辺地川を除く）、固定式さし網、はえなわ、竿釣り及び手釣り

○中村川、赤石川、追良瀬川及び笹内川（9 月 20 日～12 月 20 日）

小型定置（中村川河口のハタハタ対象を除く）、底建網、固定式さし網、はえなわ、竿釣り及び手釣り

2 沿岸域における操業の制限（津軽海峡 10 月 1 日～12 月 31 日、日本海 9 月 20 日～12 月 20 日）

○沿岸 250m 以内：固定式さし網、はえなわ、底建網（日本海）

○沿岸 200m以内：小型定置（津軽海峡：イワシ、アジ、イカ対象を除く、日本海：ハタハタ対象及び深浦町の通称鰈の澗を除く）

3 サケ採捕の制限

○陸奥湾（11月15～18日、12月12～14日）

小型定置、固定式さし網及びはえなわ

○海 峡（10月10～14日、11月5～8日）

小型定置（イワシ、アジ、イカ対象を除く）、固定式さし網及びはえなわ

○日本海（10月10～18日のうち指定の5日間、11月5～14日のうち指定の1日間）
定置、小型定置、底建網、固定式さし網、はえなわ

※（ ）内の月日は禁止期間

（2）西部海区管内におけるトドの採捕の指示について

青森県農林水産部長、県漁連会長、竜飛今別漁協長、外ヶ浜漁協長及び脇野沢漁協長より沿岸に来遊するトドの採捕措置に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとしました。指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第9号](#)をご覧ください。

（委員会指示案の要旨）

次に掲げる海域及び期間において、トドを採捕しようとする者は西部海区漁業調整委員会の承認を受けなければならない。

1 採捕海域 青森県西部海区海域

2 採捕期間 平成29年12月1日から平成30年5月31日まで

（3）西部海区管内におけるふぐはえなわ漁業の操業の指示について

青森県農林水産部長及び西北水産振興会長より本県日本海沖合におけるフグの採捕を目的とするはえなわ漁業に係る委員会指示の発動依頼があり、審議の結果、委員会指示案どおり発動することとしました。指示案の要旨は以下のとおりですが、詳細については、[西部海区漁業調整委員会指示第10号](#)をご覧ください。

（委員会指示案の要旨）

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、動力漁船を使用して行うフグの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 制限海域

青森県西津軽郡舮作埼灯台中心点の正西線以北かつ北津軽郡権現埼南灯台中心点の正西線以南の青森県日本海沖合海域。ただし、沖合底びき網漁業禁止区域を除く。

2 制限期間

平成29年10月1日から平成31年9月30日まで

（4）平成30年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック要望事項について

平成29年度全国海区漁業調整委員会連合会日本海ブロック会議で審議する平成30年度政府要望提案を審議した結果、「太平洋クロマグロの資源管理について」と「海洋環境の変化・変動に対応した資源管理等の推進について」を提案することとしました。